様式第3号(第2条第2項関係)

専用水道布設工事設計不適合通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市長　　　　　印

水道法第32条の規定により、　　年　　月　　日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計については、次の理由により不適合と判断されたので、同法第33条第5項の規定により通知します。

1　専用水道の名称

2　専用水道の設置場所

3　不適合理由

教　示

１　審査請求について

　　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、丸亀市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　取消訴訟について

　　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において丸亀市を代表する者は、丸亀市長です。